不法焼却禁止の例外を定める廃棄物処理法施行令 14 条 5 号 該当性が否定された事案

東北大学大学院法学研究科 助教 今井 康介

- I はじめに
- Ⅱ 東京高判令和4年3月9日高検速報(令和4年)3827号
 - 1 事案の概要
 - 2 判旨

Ⅲ 評釈

- 1 問題の所在
- 2 施行令 14 条 5 号における「軽微」について——何が軽微か——
- 3 「周辺地域の生活環境への影響」が軽微なもの――軽微性を否定する諸事情――
 - (1) 焼却量の多さ
 - (2) 焼却時間の長さ
 - (3) その他の要素
 - (7) 仙台高判平成 22 年 6 月 1 日高刑速 (平 22) 号 267 頁
 - (4) 福岡高宮崎支判令和 2 年 1 月 28 日 LEX/DB 25593008
 - (ウ) 東京高判令和2年8月20日高刑速(令2)号211頁
 - (エ) 分析
 - (4) 従来の判例理論から見た本判決の意義
 - (5) 通報の位置づけ――周辺地域の生活環境への影響?――
- 4 残された課題

Ⅳ おわりに

I はじめに

本評釈が検討するのは、廃棄物処理法16条の2 (焼却禁止)の例外を定める、同法施行令14条5号該当性が争われた事件である(1)。

本事件は、次の 2 点において、実務的参考 価値が高いと思われる。

第 1 に、本件で焼却された廃棄物は、約 1.25kg であり、判例集やデータベースに掲載されている事例と比較すると、少量の事案に

属する(〔表 1〕参照)。実務上、焼却量が少ない事案では、被告人から「軽微な焼却であるから施行令14条5号に該当する」との抗弁が出されるケースが少なくない。そのため、少量の廃棄物の焼却につき施行令14条5号該当性を否定し、不法焼却罪の成立を認めた本判決は、今後の実務にとって、参照価値が高い。

第2に、施行令14条5号は、具体的にどう

⁽¹⁾ 本稿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を「廃棄物処理法」、廃棄物処理法 16条の2及び25条1項15 号違反を「不法焼却罪」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を「施行令」とよぶ。

いった場合を軽微な焼却として許容しているのか、必ずしも明白でないことから、捜査官が集めるべき証拠(施行令の適用を排除する要素)についても、不明確な部分が残されている。本判決は、これまでの裁判例とは異なる要素(後述する例外ルール 3)を認定することで、施行令14条5号の軽微該当性を否定

し、不法焼却罪の成立を認めた。この点で本 判決は、捜査実務にとっても参考価値の高い ものと思われる。

以上のような理由から、本判決を取り上げ、 検討を加える。なお事案の概要と判旨は、高 検速報からではなく、判決文(令和3年(う) 第797号)から抽出、引用を行った。

〔表 1〕					
1	鶴岡簡裁平成13年12月27日(略式命令)海上保安大学校海上環境法令研究会編『海上環境刑事判例集』(改訂版、2001年)1450頁	建築廃材約 216kg			
2	佐渡簡裁平成 14 年 12 月 9 日(略式命令)海上保安大学校海上環境法令研究会編『海上環境刑事判例集』(改訂版、2001 年) 1454 頁	木くず約 110kg			
3	広島地呉支判平成 16 年 5 月 25 日海上保安大学校海上環境法令研究会編『海上環境刑事判例集』(改訂版、2001年) 1465 頁	廃船 2 台(約 7.67m と 7.15m)			
4	広島高判平成 19 年 11 月 27 日高刑速 (平 19) 号 439 頁	廃木材等約 5kg			
5	仙台地判平成 21 年 1 月 16 日 LLI/DB L06450043 ※ただし不法焼却罪の点は無罪である。	こたつ等約 20kg			
6	仙台地判平成22年6月1日高刑速(平22)号267頁	廃木材約 1. 1kg			
7	高松地判平成 30 年 5 月 31 日 LEX/DB 25564821	古畳約 345.6kg			
8	広島高判令和元年7月18日裁判所ウェブサイト	廃木材等約 512kg			
9	広島高判令和元年7月25日裁判所ウェブサイト	伐採木等約 600kg			
10	大阪地判令和2年7月8日裁判所ウェブサイト	プラスチック製警報装 置 420 個(約 37. 8kg)			
11	福岡地小倉支判令和 2 年 8 月 3 日 LEX/DB 25566675	ゴミ袋 1 袋(残燃物重 量約 1.8kg)			
12	東京高判令和2年8月20日高刑速(令2)号211頁	竹と柿の木約 20.5kg			
13	神戸地姫路支判令和3年1月26日裁判所ウェブサイト	枯れ草等約 20.1kg			

II 東京高判令和 4 年 3 月 9 日高検速報 (令和 4 年) 3827 号

1 事案の概要

被告人は、午前 0 時頃から同日午前 1 時 33 分頃までの間、宇都宮市内の資材置場におい て、約1.25kg の廃棄物を焼却したとして、不 法焼却罪で起訴された。

原審(宇都宮簡判令和3年3月30日判例集 未掲載(令和2年(ろ)第82号))は、被告 人に、罰金10万円の有罪判決を下した。

原審では、施行令14条5号に定める「たき 火その他日常生活を営む上で通常行われる廃 棄物の焼却であって軽微なもの」に当たらな い理由として、⑦被告人が焼却した廃棄物は、 段ボールが約 0.6kg、プラスチック製の弁当 の空き容器やペットボトルを含む家庭ゴミが 約 0.65kg の合計約 1.25kg に及ぶことからす れば、本件焼却行為によって周辺の生活及び 自然環境が害されたものと認められるとし、 ⑦実際に、警察署に対し、ごみが燃えている においがするという通報があり、それを受け て警察官2名が現場に臨場したこと、の焼却 をした敷地から約 50m 離れた地点においても、 何かを燃やすにおいが漂っていたこと、日本 件焼却行為によって生じた煙は、資材置場の 敷地の外からも視認できたこと、⑦被告人自 身も、本件焼却行為を日中に行うと、燃えか すが風に乗って周囲に飛んだり、煙が出るな どして周辺住民に迷惑がかかる可能性がある ため、夜間に行った旨供述していること、が 指摘されている。

これに対し被告人は、次の 4 点(所論①~ ④)を主張して、控訴した。

所論① 原判決は、被告人が焼却した廃棄物の種類や数量から、周辺の生活及び自然環境が害されているというが(上記⑦)、環境が害されたことに関する証拠は、住民からの通報のみであり、そのような証拠だけで、専門的知見もないのに環境が害された旨の判断をしたのは誤りである。

所論② 原判決は、臨場した警察官らの供述によって、本件焼却行為によって生じた煙が、資材置場の外から視認できたとしているが(上記室)、その根拠の一つとされた原審甲7には煙は撮影されておらず、この点の判断は誤りである。

所論③ 原判決は、被告人が夜間に本件焼却 行為を行った理由として述べた内容 (上記②) や、警察官らが住民の申告 により臨場したこと(上記②)を挙げ ているが、これらは、本件焼却行為が 環境に与えた害を立証するものではな い。

所論④ 本件焼却行為は、周囲に火の粉や焼却物等が飛散しない構造となっている焼却炉において行われ、火が上がっていた時間は10分から15分程度、煙が上がっていた時間については20分から25分程度であり、周辺住民による申告も何か燃えているにおいがするという程度で、異臭や燃えかすの飛散等の具体的苦情はないから、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」に該当するというべきである。

そうしたところ、東京高裁は、次のように 判示し、被告人の控訴を棄却した(その後、 確定)。

2 判旨

(2) 所論①は、専門的知見もないのに、環境が害された旨の判断をした原判決の判断 (上記⑦)、を論難する。しかし、本件は、原審で取り調べた証拠によって、被告人が、ペットボトルや弁当の容器などのプラスチックごみと段ボールを焼却し、その結果、プラスチックごみは燃え残って固まった焼却残渣物になったことが認められる事案であり、プラスチックごみを適切な施設によらないで私的に焼却すると有害物質を生じさせる危険があることは、一般に広く認知されている知識 (公知の事実)であることも踏まえると、専門的知見がなくても、上記の事実関係等から周辺の環境が害された旨の判断は可能であるといえ、この点の所論は採用できない(なお、

被告人自身も原審公判において、ペットボトルやプラスチックを焼却することによりダイオキシン類が発生する懸念がある旨の知識があった旨の供述をしている。)。

- (3) 所論②は、… (中略) …警察官らの証言等を根拠に本件焼却行為によって生じた煙が、資材置場の外から視認できた旨認定した原判決の判断に誤りはない。
- (4) 所論③は、通報を受けて警察官らが臨場した旨の事実(上記④)や、被告人自身が夜間に本件焼却行為を行ったことの理由として述べた内容(上記母)が本件廃棄物処理法違反の判断とは無関係である旨主張しているが、原判決の上記④が指摘する点は、本件焼却行為が、周辺環境に影響していることをうかがわせる事実の一つといえるし、原判決の上記母が指摘する点は、被告人自身も、本件のような焼却行為が日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却でないことやそうした焼却行為の有害性を実質的に認識していたことを示す事情の一つといえるから、この点の所論も採用できない。
- (5) 所論④は、火が上がっていた時間や煙が上がっていた時間が短いとして、本件焼却行為が、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」に該当すると主張するが、上記のとおり、本件焼却行為は、有害物質を生じさせる危険のあるプラスチックごみをも対象としているし、上記のとおり、周囲住民からごみを燃やしていることについての通報がされており、環境に与える影響も軽微とはいえないものである。このような焼却行為が、日常生活を営む上で通常行われていないことも明らかであるといえるから、この点の所論も採用できない。

Ⅲ 評釈

1 問題の所在

本件では、被告人の行った焼却行為が、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」として、焼却禁止の例外を定める施行令14条5号に該当するかが争われた。

この点、環境省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(平成12年9月28日、衛環78号)は、施行令14条5号に該当する事例として「たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられる」としている。ここでは、適用対象となる具体例が示されているものの、軽微なものと評価される限界、判断方法については明らかとされておらず、本件問題解決に十分なものではない。

そこで以下では、①施行令14条5号における「軽微」とは、何が軽微であることを意味するのか、②裁判所は、どのような要素を認定して軽微判断を行っているか、という2つの点から本判決の意義について分析を行う。

2 施行令 14条5号における「軽微」につ いて——何が軽微か——

施行令14条5号により許容される焼却は、「軽微なもの」である。もっとも、ここでは何が軽微なものでなければならないのか、明確でない。これを明確化するには、大きく分けて2つの方法が存在するように思われる。

第1の方法は、焼却のみに着目して判断する方法である。例えば、焼却対象となった廃棄物の量を基準として判断する方法が考えられる。根拠としては、不法焼却罪が、法益侵害の具体的な危険発生を認定しなければならない具体的危険犯ではなく、(一般的・抽象的な危険発生を認定すれば足りる)抽象的危険犯(2)として規定されていることがあげら

② 不法焼却罪を抽象的危険犯と解する見解として、今井康介「廃棄物処理法における不法焼却罪の構造」早稲田法学会誌64巻2号(2014年)157頁以下。これに対し、不法焼却罪の成立範囲が政令等にも影響を受け

れよう。もっとも焼却量を、残焼量から推知するのは容易でなく、また焼却によりダイオキシンが発生するか否かを問題としない結論にも、不法焼却罪の立法趣旨との関係で疑問が残る。

これに対し第2の方法は、焼却により発生する影響に着目して判断する方法である。根拠となるのは、廃棄物処理法である。すなわち、廃棄物処理法16条の2第3号における「軽微」は、条文上、「周辺地域の生活環境に与える影響」が「軽微」とされている。そこで、廃棄物処理法を受けて定められている施行令14条5号においても同様に、「軽微」とは、「周辺地域の生活環境に与える影響」が「軽微」なことを意味すると考えることが出来る。第2の方法による場合、判断が、周辺地域の生活環境がどのような状況であったかにより左右されるという問題はあるものの、廃棄物処理法と施行令を統一的に解釈することが可能になる。

本判決は、第2の考え方を前提としたものと評価出来る。なぜなら、不法焼却罪は、犯罪構成要件としての明確性を欠き憲法31条に違反するという被告人の主張に対し、「『軽微なもの』といえるかどうかは、周辺地域の生活環境に与える影響に即して判断されるべきもので、一定の評価を伴うものではあるが、『たき火』という除外事由該当行為の例示も定められており、対象物を焼却することの有害性に関する一般的な知識や焼却の規模等から通常の判断能力を有する一般人において判断が可能」と述べているからである。

3 「周辺地域の生活環境への影響」が軽 微なもの――軽微性を否定する諸事情――

以上のようにして、施行令14条5号により 廃棄物の焼却が許容されるには、周辺地域の 生活環境に与える影響が軽微であると認めら れなければならない。それでは、どのような 要素により影響が軽微であると判断すべきで あろうか。これまでの裁判例を素材として、 分析を試みる。

(1) 焼却量の多さ

まず一般的に、焼却量が多ければ、周辺地域の生活環境に与える影響は大きくなりやすく、施行令14条5号の適用は困難になる。このことは、山口地判平成31年4月3日LEX/DB25564181⁽³⁾の判示の中に見ることが出来る。

合計にして600キログラムを超えるほどの本件丸 太等を自ら焼却処分するなど、環境面、安全面に 照らして個人の自律にゆだねられる領域を逸脱し ているといわざるを得ず、現に危険を感じた被告 人による消防への出動要請にすら繋がっているの であるから、いかに被告人方の広い敷地内におい て、マムシの出現をいう近隣住民の指摘を受けて、 被告人なりに周囲の安全に気を配って 5 か所に分 散させて焼却したものではあれ、本件焼却が同法 16条の2第3号、同法施行令14条5号所定の「た き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄 物の焼却であって軽微なもの」に当たらないこと もまた、明らかというべきである。

(2) 焼却時間の長さ

また、焼却が長時間に及ぶ場合も、周辺地

ることから、解釈運用に際し不法投棄罪と同じような限定を行うこと、具体的には「環境あるいは公衆衛生の保全を侵害するおそれのある行為態様で」と限定解釈することを提案するのは、中山研一ほか『環境刑法概説』(成文堂、2003 年) 239 頁 [神山敏雄]。この見解は、不法焼却罪を具体的危険犯に近づけて理解するものといえよう。

⁽³⁾ 同事件の控訴審 (広島高判令和元年 7 月 25 日裁判所ウェブサイト) では、施行令 14 条 5 号該当性は争われていない。控訴審の判例評釈として、生活安全判例研究会「判批」捜査研究 842 号 (2020 年) 102 頁以下、警察実務研究会「判批」『令和 2 年版 警察実務重要裁判例 (警察公論 75 巻 11 号付録)』 (2020 年) 115 頁以下、今井康介「判批」松原芳博=杉本一敏編『判例特別刑法 第 4 集』(日本評論社、2022 年) 386 頁以下(=新・判例解説 Watch26 号 (2020 年) 313 頁以下)参照。

域の生活環境に与える影響が大きくなりやすい (4)。 高松地判平成 30 年 5 月 31 日 LEX/DB 2556421 (5) は、古畳16枚 (345.6kg) を夜間に焼却した事案につき、施行令14条5号の適用を否定した。その際、焼却が長時間である点を(も)指摘している。

法が例外的に許容する焼却(法16条の2第3号、同法施行令14条4号又は5号)とは、生活環境への影響が軽微であることを前提として、農業等や日常生活を営む上で通常行われるものとして焼却を認める必要性が高い場合に限られると解すべきである。

これを前提として本件についてみると、本件畳は夜間から相当時間にわたって燃焼し、翌朝に至っても白煙が上がり燃え続けている状況だったことに加え、焼却に係る畳の量も相当多く、実際に付近住民から警察に通報がされていることも併せ考えると、火が更に燃え上がるなどして付近の通行人等への危険を生じさせる現実的な可能性が認められる。そうすると、焼却場所が被告人方の田んぼだったことや、本件証拠上焼却によって明らかな有害物質が生じるとまでは認められないことを踏まえても、生活環境への影響が軽微だったとはいえない。

(3) その他の要素

それでは、焼却量の多さ、焼却時間の長さ 以外にも着目すべき要素は存在しないのであ ろうか。この点を明らかにするため、以下で は焼却量が少量であったり、焼却時間が長時 間ではないにもかかわらず、施行令14条5号 該当性を否定した3つの高裁判決を参照し、 「軽微なもの」該当性を否定するために認定 されている要素の分析を行う。

(ア) 仙台高判平成22年6月1日高刑速(平 22) 号267頁

仙台高裁は、家屋新築工事現場において、 基礎工事に使用した木製の型枠廃材(木材 3 枚約 1.1kg)を焼却したとして不法焼却罪に 問われた被告人に対し、次のように述べて施 行令14条5号該当性を否定した⁽⁶⁾。

現場の周辺には木材があり、型枠が炎を出して燃え、白煙が約5メートルの高さまで達していたのであるから、周辺木材に火の粉が付くなどして延焼の危険が少なからず存在したといえる。そうすると、本件木材の重量が約1.1キログラムと少量であり、焼却しようとした容器も小さいものであるものの、本件焼却が、たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却ではない上、本件廃材から白煙が地上5メートルくらいまで立ち上がり、一面にうっすらと広がり、原判示の家屋新築工事現場周辺にも焦げ臭いにおいが漂っていたというのであるから、周辺地域への影響が軽微ということは出来ない。

(4) 福岡高宮崎支判令和 2 年 1 月 28 日 LEX/DB 25593008

被告人は、不要になったステレオのスピーカー1 台を焼却した(焼却残量約 1.85kg)として不法焼却罪で起訴された。原審は(宮崎簡判令和元年10月2日判例集未掲載(平成31

⁽⁴⁾ 焼却時間が長くなるのは、焼却量が多い場合であろう。つまり焼却量の多さと焼却時間の長さは、相関が認められやすいように思われる。

⁽⁵⁾ 同事件の控訴審 (高松高判平成30年9月13日判例集未掲載(平成30年(う)第111号)では、施行令14条5号該当性は争われていない。

⁽⁶⁾ 該当部分は、判決文(平成22年(う)第5号)から引用を行った。同判決については、宮地裕美「判批」研修746号(2010年)108頁以下、警察実務研究会「判批」『平成23年版 警察実務重要裁判例(警察公論66巻8号付録)』(立花書房、2011年)105頁以下、今井康介「判批」高橋則夫=松原芳博編『判例特別刑法第2集』(日本評論社、2015年)277頁以下(=法律時報85巻9号(2013年)122頁以下)、廃棄物処理実務研究会編著『廃棄物処理実務便覧7』(第一法規、加除式)9325頁、さらに河北新報2009年9月29日25面〔北村喜宣、土本武司〕参照。

年(ろ)第1号))は、「日常生活を営む上で 通常行われる廃棄物の焼却」に該当しないと して、軽微か否かを判断するまでもなく、施 行令14条5号に該当しないとしたが、福岡高 裁宮崎支部は、次のように述べて、軽微なも のに当たらないとした。

厚生省生活衛生局水道環境整備課長通知第 12 の 8によると、廃棄物処理法施行令 14条5号にいう、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却が考えられるとされているところ(原審甲第 11 号証)、これは、たき火、キャンプファイヤー等の日常生活を営む上で通常行われる行為に際し、比較的少量の木くず等の自然物が燃料として用いられるような場合の中には、周辺環境に与える影響がほとんどないか、あるいは軽微であるものが含まれ得ることが考慮されたものであると考えられる。

これに対し、本件焼却行為は、木くず等の自然物を焼却するものではなく、不要となった電気製品であるスピーカーを廃棄する目的で丸ごとこれを焼却するというものである。そして、本件スピーカーは、縦の長さ約55センチメートル位あったというのであり、枠は木材であったとはいえ、音響装置という性質上、当然のことながら、内部には金属やプラスチック等の素材の部品があったと考えられる。そうすると、本件焼却行為は、相応の煙や異臭などを発生させる蓋然性がある行為であると容易に推認することができる。

(ウ) 東京高判令和2年8月20日高刑速(令 2) 号211頁

本件は、竹約 20.5kg 及び柿の木の枝約 4.25kg を、ユンボで掘った穴に入れて、ガスバーナーで火をつけて焼却した(約30分間) 事案について、不法焼却罪の成立を認めた事

案である。東京高裁は次のように判示した⁽⁷⁾。

本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却は施行令 14 条5号には該当しないと判断する。

- ア 同号は、その文言上、廃棄物処理法 16 条の 2 第 3 号のうち「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるもの」としての除外事由を定めたものと受け止めることができる。弁護人は、課長通知の例示にある「キャンプファイヤー」と比較して本件の焼却の規模は軽微であるとするが、課長通知において別途例示されている風俗慣習上又は宗教上の行事に関連する廃棄物の焼却に該当する場合は別として、施行令 14 条 5 号にいう「軽微」については、廃棄物処理法 16 条の2第3号から、周辺地域の生活環境に与える影響におけるそれを意味し、社会通念上たき火と理解し得る程度の規模を指すものと解され、課長通知にいうキャンプファイヤーも同程度の規模のものを想定しているものと解される。
- イ 本件の焼却行為は、前記1(2)ウで指摘したとおりであり、被告人方の敷地は広いとはいえ、一般民家、畑、資材置き場等が混在する旧来の住宅街に位置し、民家は、道路を隔てて東側、竹林越しの南及び西側に隣接している。被告人は、そのような環境において、重機を使って穴を掘り、合計25kg 近い竹や柿の木の枝等を約30分間にわたって燃やし、付近を警ら中の警察官が煙が立ち上るのを現認したというのであるから、このような焼却は、その規模において社会通念上たき火と理解し得る程度を超えているといえる上、周辺地域の生活環境に与える影響においても社会通念上たき火と理解できる程度に軽微といえないことは明らかである。

(エ) 分析

以上の諸判決において、認定されている要素は、次の2種類に分けることが出来る。

⁽⁷⁾ 本判決については、島本元気「判批」捜査研究 843 号 (2021 年) 2 頁以下、警察実務研究会「判批」『令和 3 年版 警察実務重要裁判例 (警察公論 76 巻 11 号付録)』 (立花書房、2021 年) 119 頁以下、今井康介「判批」東北ローレビュー10 号 (2022 年) 80 頁以下、天田悠「判批」法律時報 94 巻 9 号 (2022 年) 151 頁以下参照。

第1は、煙や悪臭の発生である。仙台高判 平成22年6月1日は、約5mの煙と焦げ臭い においを認定し、福岡高宮崎支判令和2年1 月28日は、相応の煙と異臭を認定し、東京高 判令和2年8月20日は、煙の立ち上がりを警 ら中の警察官が現認したことを認定した。ど の程度の煙や悪臭の発生が必要かという基準 については、東京高判令和2年8月20日は、 1つの基準を示している。すなわち、社会通 念上、「たき火」と理解できる程度を超える か否かである。

第2は、延焼の危険である。仙台高裁平成 22年6月1日は、周辺木材に火の粉が付くな どして生じる延焼の危険、つまり不法焼却が さらに拡大する可能性を認定している。

3 つの事件と本件を比較するため、施行令 14条5号の適用に際し指摘されている事情を まとめると、〔表2〕のようになる⁽⁸⁾。

〔表 2〕	対象物の内容と量	焼却時間	認定している要素	結論
仙台高判平 成22年6月 1日	廃木材 3 枚 約 1. 1kg	午前9時50分 ~10時ごろ 約10分間	白煙が約5m 延焼の危険 周辺にも焦げ臭い 匂い	罰金5万円
福岡高宮崎 支判令和 2 年1月28日	スピーカー1 台 約 1.85kg	不明	相応の煙や異臭な どを発生させる蓋 然性	罰金8万円
東京高判令 和2年8月 20日	竹(約 20.5kg) 柿の木の枝(約 4.25kg) 合計約 25kg	午前 9 時 5 分 ~35 分ごろ 約 30 分間	付近を警ら中の警察官が、煙が立ち 上がるのを現認	罰金 20 万円
東京高判令 和 4 年 3 月 9 日	段 ボ ー ル (約 0.6kg)、プラスチッ ク製弁当の空容器等 (約 0.65kg) 合計約 1.25kg	午前 0 時~午 前1時33分頃 約90分間	有害物質を生じさせる危険のあるゴミを対象 ゴミを燃やしていることの通報	罰金 10 万円

(4) 従来の判例理論から見た本判決の意義

以上のような分析から、次のような原則と、例外ルールが存在することが明らかとなる。

- A) 焼却量が少ない場合、あるいは焼却時間 が短い場合、周辺地域の生活環境に与え る影響は、軽微と評価しやすい(原則)。
- B) しかし、煙や悪臭を発生させている場合、 軽微と評価することは出来ない(例外ル ール1)。
- c) また、延焼の危険を発生させている場合 も、軽微と評価することは出来ない(例

外ルール2)。

本件東京高裁は、焼却が有害物質を生じさせる危険があることを指摘して軽微性を否定した。

すなわち、判旨の(5)において、「火が上がっていた時間や煙が上がっていた時間が短いとして、本件焼却行為が、『たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの』に該当すると主張するが、上記のとおり、本件焼却行為は、有害物質を生じさせる危険のあるプラスチックごみ

⁽⁸⁾ 天田・前掲注 (7) 153 頁は、不法焼却罪の法益理解からすると、施行令 14 条 5 号適用の際、焼却対象物の内容・量や焼却時間の長さを単純に比較することが適切とは思われないとしている。なお本文における〔表 2〕の作成に際し、天田悠による特別刑法判例研究会(2022 年 4 月 16 日、早稲田大学)の配布物を参考にした。

をも対象としている」と述べている。

これは、軽微なもの判断に際し、これまでの裁判例で認められていた例外ルール 1 や 2 とは別の、例外ルール 3 が存在することを明らかにし、本件事案が、例外ルール 3 に該当することを示したものと解すべきであろう。

また本判決は、例外ルール 3 における有害物質を生じさせる危険性について、専門的知見に基づく認定(これは、ダイオキシン発生量の科学的認定を意味すると思われる。)を行う必要はないことを明らかにした(判旨(2)参照)。この点も重要な意義を有するというべきである。

(5) 通報の位置づけ――周辺地域の生活環境への影響?――

本判決は、判旨(5)において、「周囲住民からゴミを燃やしていることについての通報がされており」として、通報があった事実についても、環境に与える影響の軽微性判断に意義を有するかのような判示を行っている。この点をどのように考えるべきであろうか。

たしかに通報があったという点は、周辺地域の生活環境に与える影響を判断するに際して、間接的な考慮事情となりうるかもしれない。しかし、通報それ自体を直接的な根拠として、周辺地域の生活環境への軽微性を否定することは認められないというべきである。なぜなら、不法焼却罪は(焼却現場付近の)住民の不安感や警戒感の類いを保護する規定ではないからである。

前述の福岡高宮崎支判令和2年1月28日では、以下のように、通報の事実が、軽微性判断ではなく、可罰的違法性の判断と関連づけられている。

第2 本件焼却行為に可罰的違法性がないという 論旨について

- … (中略) …
- 2 所論は、(1)本件スピーカーの金属部分は燃え

- ず、その余の部分は基本的に木でできているから、本件スピーカーを焼却しても有毒ガスの発生により生活環境に有害な影響を与える蓋然性が低いのは明らかである、(2)被告人が焼却した現場付近は、田畑が広がる農村地帯であり、交通量は少なく、民家がほぼない状態であり、さらに被告人が水を汲んでおくなどしていつでも火を消せる準備をしていたことからすれば、煙や火災により生活環境に有害な影響を与える蓋然性が低いのは明らかであるから、本件焼却行為に可罰的違法性はない、というのである。
- 3 しかしながら、前記のとおり、本件焼却行為 は電気製品であるスピーカーを野外で焼却する というものであり、相応の煙や異臭を発生させ る蓋然性のある行為であると認められることや、 本件焼却行為によって近隣住民から警察に110番 通報がなされていることからすると、本件焼却 行為が周辺地域の生活環境に与える影響が軽微 であって、およそ刑事処罰に適さないとはいえ ない。

このことからすると、本判決においても、 通報を認定した点は、可罰的違法性が十分に 認められることを示したに過ぎないとみる余 地もあるであろう。

4 残された課題

施行令 14 条 5 号が適用される要件は、 α 「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」であって、 β 「軽微なもの」であるところ、本件判決は、 β 該当性だけでなく、 α 該当性も否定した。つまり、判旨(5)の部分において「このような焼却行為が、日常生活を営む上で通常行われていないことも明らかであるといえる」としている。それゆえ、本判決には、本件焼却行為が α に該当しない事例であることを示す意義も認められる

問題は、α該当性をどのように判断すべき かである。これについては、山口地判平成 27 年 5 月 20 日 LEX/DB 25540795 (行政処分取消 訴訟) が、施行令 14 条 5 号の「たき火」に該 当し、適法であるとの主張について、次のよ うに判示しているのが参考になる。

イ … (中略) …施行令 14 条 5 号にいう「たき火」とは、日常生活を営む上で通常行われ、社会の慣習上やむを得ないと理解される、庭で落ち葉などを焚く程度の廃棄物の焼却であって、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であり、生活環境の保全という法の趣旨に背くことのないものをいうと理解できる。また、法 16 条の 2 は、例外の一つとして、1 号で、一般廃棄物処理基準等に従って行う廃棄物の焼却を定めており、その処理基準に従わない廃棄物の焼却行為は違反行為に該当することになることも参考になる。

ウ これを本件について見ると、前記(1)の事実 によれば、本件焼却行為は、私人でなく、産業 廃棄物収集運搬業者である原告の従業員が、本 来であれば他の産業廃棄物処理業者に委託して 処分する予定の産業廃棄物である木くずが焼却 可能な状態で大量においてある本件資材置場に おいて、職務従事中、少なくとも約 12.4 キログ ラムの上記木くずを、直径約50センチメートル ないし80センチメートル、高さ約45センチメー トルのドラム缶で、午前8時30分から午後1時 35 分ころまでの約5時間にわたり、その焼却に よる煙が周辺から視認できる程度に、焼却をし 続けたというものである。したがって、本件焼 却行為は、「庭で落ち葉を焚く」といえるような ものではなく、焼却行為者、焼却態様、焼却場 所、対象物の内容及び量、焼却所要時間、焼却 方法、周囲からの視認状態等を総合して見た場 合、日常生活上通常行われるもの、あるいは社 会慣習上やむを得ないものとしての「たき火」 に該当するということはできない。

ここでは、「たき火」が、焼却行為者、焼却態様、焼却場所、対象物の内容及び量、焼却所要時間、焼却方法、周囲からの視認状態等を総合して判断がなされており、「日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」の判断に際しても同様の考慮が行われるべきであろう。このように解した場合、 α 部分と β 部分の判断は、判断要素が大幅に重なるようにも見えるため、両者の判断にいかなる違いがあるか、今後の課題として残る(9)。

IV おわりに

本事件は、廃棄物約1.25kg について不法焼却罪の成立を認めた事件であり、少量の廃棄物について不法焼却罪の成立した事案として参照価値があるほか、施行令14条5号における「軽微なもの」を、廃棄物処理法16条の2第3号から、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものと解している点も重要である。また、これまでの裁判例と本件の分析から、施行令14条5号における「軽微なもの」判断

焼却量が多い場合、あるいは焼却時間が長い場合、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとはいえない。仮に焼却量が少量であったり、焼却時間が短い場合であっても、煙や悪臭を発生させている場合(例外ルール1)、延焼の危険を発生させている場合(例外ルール2)、そして本件東京高裁が明らかにしたように、焼却物に有害物質が含まれている場合(例外ルール3)、軽微と評価することは

には、次のルールが見いだされる。

 $^{^{(9)}}$ そのほか、 α 該当性及び β 該当性を否定している事件として、広島高判平成19年11月27日高刑速(平19)号439頁がある。これは廃木材5kg の焼却について、施行令14条5号が適用出来るか争われた事件である。原審である萩簡判平成19年7月6日判例集末掲載(平成19年(ろ)第1号)は、「当該焼却行為は、施行令14条5号の『日常生活を営む上で通常行われる』ことの要件も、軽微であることの要件も満たさないというほかない。」とした。広島高裁も、「『たき火』からほど遠いものであり、『たき火』に類似するなどとはいえず、『軽微なもの』であるともいえない。」としている。本事件の評釈として、阿部鋼「判批」月刊廃棄物594号(2020年)42頁以下参照。

出来ない。例外ルール 3 により軽微性を否定 する場合、有害物質による危険性が一般に広 く認知されているのであれば、専門的知見に よる認定を行う必要はない。

本判決の最大の意義は、施行令14条5号に おける軽微の判断に関し、例外ルール3によ る判断枠組みがあることを示し、その認定方 法として専門的知見による認定は不要と明示 した点に見いだされる。

廃棄物を焼却した場合、どのような状況であれば「軽微」と評価されず、施行令14条5号の適用が排除されるのか、言い換えると、別の例外ルールは存在しないのかについては、今後も実務の事例を集積することで具体化していくべきであろう。本評釈がそのような作業に貢献すれば幸いである。